

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和 34 年大磯町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 7 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 13 条を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 25 条第 1 項の規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第 25 条第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。

平成 24 年 12 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄